

第四十六回国会
衆議院
文教委員會議録
第五号

昭和三十三年二月二十一日(金曜日)

午後一時十九分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事上村千一郎君 理事小澤佐重喜君

理事坂田 道太君 理事南 好雄君

理事二宮 武夫君 理事三木 喜夫君

理事山中 吾郎君

白井 莊一君 木村 武雄君

熊谷 義雄君 床次 徳二君

中村庸一郎君 橋本龍太郎君

原田 憲君 松田竹千代君

松山千恵子君 落合 寛茂君

川崎 寛治君 長谷川正三君

和田 博雄君 鈴木 一君

出席國務大臣

文部大臣 灘尾 弘吉君

出席政府委員

總理府事務官 (中央青少年問題協議會事務局局長) 西田 剛君

法務事務官 (矯正局長) 大澤 一郎君

文部政務次官 八木 徹雄君

文部事務官 (大臣官房長) 蒲生 芳郎君

文部事務官 (初等中等教育局長) 福田 繁君

文部事務官 (大學事務局局長) 小林 行雄君

文部事務官 (社會教育局長) 齋藤 正君

文部事務官 (體育局長) 前田 充明君

文部事務官 (管理局長) 杉江 清君

文部事務官 (文化財保護委員會事務局局長) 宮地 茂君

委員外の出席者

警視廳長 榎崎健次郎君

(警察庁保安局 防犯少年課長)

専門員 田中 彰君

二月二十日

委員石田博英君辭任につき、その補

欠として木村武雄君が議長の指名で

委員に選任された。

二月二十一日

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

八〇号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

文化功勞者年金法の一部を改正する

法律案(内閣提出第一号)

国立学校設置法の一部を改正する法

律案(内閣提出第一八号)

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案(内閣提出第

八〇号)

文教行政の基本施策に関する件(青

少年教育及び文化財保護に関する問

題)

○久野委員長 これより會議を開きま

す。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の

一部を改正する法律案を議題とし、政

府から提案理由の説明を聴取いたしま

す。灘尾文部大臣。

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

法の一部を改正する法律案

「教室の不足」に、「第五号」を「第六号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第五号を次のように改める。

(小学校及び中学校の校舎の工事費の算定方法)

第五号 第三号第一項第一号及び第二号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(政令で定める集団的な住宅の建設に伴い、五月一日以降翌年度の四月一日までの間に新たに小学校又は中学校の校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、翌年度の四月一日(四月二日以降政令で定める日までの間にさらに校舎の不足を生ずるおそれがある場合には、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数から新築又は増築を行なう年度の五月一日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

3 第三号第一項第七号に規定する建物のうち小学校及び中学校の校舎の改築に係る工事費は、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第一号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

一 改築を行なう年度の五月一日における当該学校の学級数に應ずる必要坪数

二 改築を行なう年度の五月一日における保有坪数

第五号の次に次の一条を加える。

(小学校及び中学校の屋内運動場及び寄宿舎並びに盲学校及び聾学校の建物の工事費の算定方法)

第五号の二 第三号第一項第三号から第五号までに規定する建物の新築又は増築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、児童又は生徒一人当りの基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日における当該学校の児童又は生徒の数(盲学校及び聾学校にあつては児童及び生徒の数とし、寄宿舎にあつては収容する児童及び生徒の数とする。以下同じ)を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第三号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第二号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

第一号 第三号第一項第六号に規定する校舎の新築又は増築に係る工事費は、新築又は増築を行なう年度の五月一日(学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて校舎の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日)における当該学校の学級数に應ずる必要坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に算定するものとする。

の基準坪数に新築又は増築を行なう年度の五月一日（学校の統合が五月二日以降政令で定める日までの間に行なわれたことに伴つて屋内運動場の新築又は増築の必要が生じたときは、文部大臣の定める日）における当該学校の児童又は生徒の数を乗じて得た坪数からその日における保有坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単

3 第三条第一項第七号に規定する

建築物のうち小学校及び中学校の校舎を除く建築物の改築に係る工事費は、校舎、屋内運動場又は寄宿舎のそれぞれについて、次に掲げる坪数のうちいずれか少ない坪数から第一号に掲げる坪数のうち危険でない部分の坪数を控除して得た坪数を、一坪当りの建築の単価に乘じて算定するものとする。

一 児童又は生徒一人当りの基準
坪数に改築を行なう年度の五月
一日における当該学校の児童又
は生徒の数を乗じて得た坪数

における保有坪数

第六条の見出しを「学級数に應ずる必要坪数及び児童又は生徒一人当りの基準坪数」に改め、同条中「行う」を「行なう」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

第五條の規定により工事費を算定する場合の学級数に應ずる必要坪数は、当該学校の学級数に應じ、小学校又は中学校ごとに、教育を行なうのに必要な最低限度の坪数として政令で定める。この場合において、積

雪寒冷地域にある学校の学級数に應ずる必要坪数については、政令で定めるところにより、当該学校の所在地の積雪寒冷度に応じ、必要な補正を加えるものとする。

第七条中「第五条」の下に「又は
第五条の二」を加え、「行おう」を
「行なおう」に改める。

第八条を次のように改める。

（工事費の算定方法の特例）

第八条 第五條第一項又は第二項の

規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができるところがきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に應ずる必要坪数に基づく新築又は増築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、当該学校の学級数に應ずる必要坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を学級数に應ずる必要坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

2 第五条第三項の規定により工事

費を算定する場合において、同項第三号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、学級数に應ずる必要坪数に基づく改築後の校舎が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号

に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

3 第五条の二第一項又は第二項の

規定により工事費を算定する場合において、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができる部分がいきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数

に基づく新築又は増築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適当であると認められるときは、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数に政令で定める坪数を加えた坪数を、児童又は生徒一人当りの基準坪数に児童又は生徒の数を乗じて得た坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

4 第五条の二第三項の規定により

5 工事費を算定する場合において、同項第二号に掲げる坪数が同項第一号に掲げる坪数をこえるときで、かつ、校舎の危険でない部分の坪数のうち教室に使用することのできる部分がきわめて少ないことその他政令で定める特別の理由があるため、児童又は生徒一人当りの基準坪数に基づつて改築後の校舎又は屋内運動場が児童又は生徒の教育を行なうのに著しく不適當であると認められるときは、同項第一号に掲げる坪数に、政令で定める坪数を加えた坪数を、同号に掲げる坪数とみなして、工事費を算定するものとする。

鉄筋コンクリート造の建物に關しては、第五條又は第五條の二の規定により工事費を算定する場合

の保有坪数又は一坪当りの建築の
単価に乘すべき坪数について、政
令で定めるところにより、補正を
行なうものとする。

第九条中「前四条」を「第五条か
ら前条まで」に改める。

第十条中「基いて」を「基づいて」
に、「行う」を「行なう」に改め
る。

附 則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 昭和三十八年度以前の予算に係る国庫負担金及び国庫補助金については、なお従前の例による。

理由

公立の義務教育諸学校の施設の整備を促進するため、公立の小学校及び中学校の建物の新築又は増築に要する経費に関する国の負担の範囲を広げるとともに、これらの学校の校舎の工事費の算定方法を改める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1

灘尾国務大臣　今回、政府から提出いたしました義務教育諸学校施設費国負担法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び内容の要を御説明申し上げます。

現行の義務教育諸学校施設費国庫負
法は、昭和三十三年に制定され、公
義務教育諸学校の施設の整備に要す
経費について国がその一部を負担す
制度が確立されたのであります。

政府は、この制度のもとに、翌三十
年度を初年度とする公立文教施設整
五カ年計画を樹立し、義務教育諸学

校の施設の整備につとめてまいったのでありますが、ほぼ当初の目標を達成して本年度をもって終了いたすこととなつたのであります。

昭和三十九年度から新しい計画をもつて、公立文教施設の二層の整備をはかる必要があるのですが、この際、かねて懸案となっていた諸点について現行制度を改善し、もつて公立学校施設の整備充実をはかるため、この法律案を提出いたしましたのであります。

この法律案の内容は、まず第一に、小学校及び中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、現在普通教室の不足による不平常授業の解消をはかる場合に国庫負担を行なうこととしてゐるのに対し、これを特別教室も含めて教室の不足の解消をはかる場合に広げようとしたのであります。

第二は、小学校及び中学校の校舍の新築、増築または改築にかかわる国庫負担金の算定の基礎となる学校建物の必要坪数を、児童生徒数を基算とすることから学級数を基準とすることに改めたのであります。

第三は、小学校の屋内運動場及び小学校及び中学校を統合したことに伴って必要となった屋内運動場の新築または増築に要する経費の一部について、国が新たに負担することとしたことであります。

第四は、近年各地で見られます集團的な住宅の建設に伴って校舎の不足が生ずるおそれがある場合は、校舎の整備を原則として一年前向きに行ない得ることとしたことであります。

第五は、工事費の算定方法の特例に

第五は、工事費の算定方法の特例に

つまして若干の規定の整備をいたすこととしたこととあります。

最後に、この法律の施行期日を本年四月一日からとし、昭和三十八年度以前予算にかかわる国庫負担金及び国庫補助金につきましては、従前の例によることとしたこととあります。

以上がこの法律案を提出いたしました理由及び内容の概要であります。何とぞ、十分御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願い申し上げます。

○久野委員長 以上で提案理由の説明は終わりました。

続いて補足説明を聴取いたします。

杉江管理局長。ただいま義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案の提案理由の説明が文部大臣からなされましたので若干の補足説明をいたします。

条文を逐って御説明いたします。

まず第一条に学級数についての定義を加えました。ここに学級数とは、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準により算定した学級の数とすることとしたしました。これは、小学校及び中学校の校舎にかかる工事費の算定方法を、現行の児童生徒一人当たりの基準坪数に基づく方法から、学級数に應ずる必要坪数に基づく方法に改めることに伴って、学級数の定義を明らかにする必要があることによるものであります。

第三条第一項では、小学校または中学校の校舎の新築または増築に要する経費について、国庫負担を行なう場合の条件としております不平常授業の解消を、教室の不足の解消と改めたこととあります。これは、現行の不平常授業の範囲は、普通教室の不足の場合のみに限られておりますが、今回普通教室のみならず特別教室をも含めて教室の不足がある場合には、これを国庫負担の対象とすることとしたものであります。

また、小学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費について国が負担すること新に規定いたしました。この場合の国庫負担率は、校舎の場合と同様に三分の一といたしました。

なお、統合小学校、中学校の屋内運動場の新築または増築に要する経費についても、校舎の場合と同様に国が負担すること新に規定いたしました。これは、従来予算措置で行なわれていたものを、恒久的な制度として本法に取り入れたものであります。

同条第二項では、第一項中の不平常授業を教室の不足に改めたことに伴って、政令で定めることになっております不平常授業の範囲を教室の不足の範囲と改めております。

第五条では、小学校、中学校の校舎にかかる工事費の算定方法を、現行の児童生徒一人当たりの基準坪数に基づく方法から、学級数に應ずる必要坪数に基づく方法に改めております。

第五条の二は、小学校及び中学校の校舎以外の義務教育諸学校の建物の工事費の算定方法を規定することとし、その算定方法は、現行の児童生徒一人当たりの基準坪数に基づく方法を踏襲することとしたしております。

第六条では、今回第五条で小学校または中学校の校舎の工事費の算定方法

は、学級数に應ずる必要坪数を基礎とすることと改めましたので、その学級数に應ずる必要坪数は、小学校または中学校ごとに政令で定める旨を第一項として規定し、小学校または中学校の校舎以外の学校建物につきましては、従来どおり一人当たり基準坪数を基礎といたしますので、現行第六条と同様の規定を第二項として規定いたしました。

第七条では、第五条の二が加わったことに伴う必要な改正をいたしております。

第八条は全文改正をしておりますが、これは実体的には従来、校舎の保有坪数のうち教室に使用することができるところがきわめて少ないことなどの理由があるため、一般の算定方法で算出された坪数の校舎では、教育を行なう上から著しく不適当と認められるときは、校舎の工事費の算定方法の特例を認めておりますのを、屋内運動場の場合についても、校舎の場合と同様の理由があるときは、この特例を認めることとしたしました。また現行の特例の方法は、必要坪数から保有坪数を控除して国庫負担資格坪数を算定する際に、保有坪数から政令で定める坪数を控除することとしておりますが、これを、必要坪数に政令で定める坪数を加算することに改めることとし特例適用の場合の算定方法の改善をはかることとしたしました。

附則一項では、この法律の施行期日を昭和三十九年四月一日とし、二項では、昭和三十八年度以前予算にかかわる国庫負担金及び国庫補助金については、なお、従前の例によることとしたしております。

以上、この法律案の概要について、御説明申し上げました。

○久野委員長 以上で補足説明は終わりました。

本案に対する質疑は後日に譲ることといたします。

○久野委員長 次に文化功労者年金法の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び国立教育会館法案、右三案を一括議題といたします。

質疑の通告がありますので、これを許します。上村千一郎君。

○上村委員 私は、文化功労者年金法の一部改正案と国立学校設置法の一部改正案並びに国立教育会館法案につきましてお尋ねをいたしたいと思うわけですが、本日は二時から本会議がございまして、質問の時間がきわめて短くございまして、途中で質疑を打ち切るような事態になるかと思っておりますが、残余の質問は次の機会にさせていただきます。冒頭におきましてあらかじめ御了解を賜わっておきたいと思っております。

まず順序といたしましては、文化功労者年金法の一部改正案からお尋ねをいたしたいと思っております。文化功労者年金法が文化の向上発達に際して功績顕著な者に年金を支給し、これを顕彰することを目的といたしまして昭和二十六年四月以来行なわれておりますことは、同法案の提案理由に示されておるとおりであります。なお、施行以来文化功労者として決定された方が数多くありまして、そしてこの法律によりましてわが国文化の振興に資したと

いうことは疑いをいれないところだと思っております。

そこでまず冒頭にお尋ねしておきたいことは、この年金についてでございます。文化功労者年金法のこの年金は、顕彰を目的として支給するというところに法案はなっておりますが、この年金自体の性格というものは、生活費的な性格を持つておるものか、あるいは感謝のおしるしというような性格を持つておるものか、あるいは他に異なるような性格を持つておるものかという点につきまして、まずお尋ねをいたしておきたいと思っております。と申しますのは、この金額の決定ということについては、この性格というものが大きく響いてくると思っておりますので、冒頭におきましてお尋ねをいたしておきたいと思っております。

○蒲生政府委員 文化功労者年金の性格につきましては、これはいまお話しのように、文化の向上発達に際しまして特に功績顕著な者に対して年金を支給して、そしてこれを顕彰するということとありますが、性格的に申しますと、これは賞金に当たるものでございまして、物質的な優遇措置であると考えております。

○上村委員 そういたしますと、従来年金額が五十万円とされておりますが、この五十万円と決定をするようになりまして経緯についてお答えを賜わりたいと思っております。

○蒲生政府委員 この功労者年金法が制定されました当初の年金額は五十万円であることは御承知のとおりでございますが、当初は手取り額を三十万円といたしまして、そして当時の税額をこれに加えて積算をされたものでござ

いまして、この手取り額三十万円というものの基礎は必ずしも明確ではございませんけれども、これは当時の国家公務員の俸給の十四級六号俸、と申しますと、金額にして二万五千円、これは本省の局長の最高額でございますが、この年額に見合う金額でございます。

○上村委員 その局長の最高額にきめられたそれは何か科学的根拠でもあるのでしょうか。その点をお尋ねをしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 特に科学的な根拠はなかったかと思ひます。

○上村委員 私も理論的にいろいろ質問をいたしておるわけでございまして、大体常識的に考えて年額五十万円では、これはちょっと失礼だ、まだ少ないというふうな感じはいたしておるわけであります。それでこのたびこの年金額を五十万円より百万円に増額されるに至りましたところの事情をお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 この年金法が制定されました当時比べますと、ただいまでは国民の生活水準も上がっておりまして、また社会、経済事情の変遷もございまして、これに見合うようにしなければならぬというのの一つでございます。なお文化国家といたしまして、文化の向上、発達を一段と期するといふ見地から考えまして、この際年金額を改定いたしました、この法律の趣旨に沿うようにいたしたい、かように考えた次第でございます。

○上村委員 私はむしろもっと金額を多く差し上げてはどうかというふうな考え方を持っておるわけであります。が、百万円に増額をしたというのは、結局先ほどの五十万円のもとをなすところの三十万円、その三十万円は局長の給与の最高であったというわけですが、そのときには税金も入っておったから、それから税金というふうなことでないように五十万円になってしまった。そのいきさつというものはきわめてはっきりしたいきさつというわけではないけれども、まあ五十万円というところになった。そうして最近の生活水準の向上とか、社会、経済事情の変遷に伴って、ちょうど百万円くらいになるのだ、そこで百万円ということに改正の原案を出したのだ、こういふふうな承ておいていいの、あらためてお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 おっしゃるとおりでございます。

○上村委員 それから将来この金額を増額するようなおつもりがあるのかどうか、この点につきましてもお尋ねをしておきたいと思ひます。

○瀧尾國務大臣 この年金を願影の趣旨をもちまして出しており、また従来金額の算定の一応の標準と申しますか、それについてはすでに御説明申し上げましたとおりであります。今回国民の生活水準あるいは社会、経済事情の変遷も考え、それにつれて一段と文化の向上発達を期する、こういう立場から、年金の増額の法律案をお願いいたしておるわけでございまして、将来上げるか上げないかというお尋ねでございますが、やはり今回法律案をもつてお願いをいたしておりますような事情というものが感ぜられまして、年金法の願影の趣旨あるいは文化の向上を一段と期するといふ立場から増額を必要とすると感じました場合には、

またあらためてお願いする時期もあるうかと思ふのでありまして、さようにひとつ御了承願ひたいと思ひます。

○上村委員 その点をよくわかりました。

次に、文化功労者年金法の対象になっております文化といふ用語は、これは文化財保護の関係にも出ておりますし、なお文化勲章あるいは文化功労者あるいは法律の条文の各所に文化、文化と出てまいっております。が、この概念を明白に規定するということとはなかなかむずかしいだらうと思ひます。従来文化功労者とされたものは、学術ないし芸術の分野の人が大部分であつたようにございまして、文化といふこの範囲につきましても、文部省としてはどの範囲まで考えられておるか、その点をお尋ねをいたしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 この法律で申します文化の概念は、学術及び芸術の分野を主とするものであると考えますが、しかし必ずしもそれだけに限定されるものではございませんので、たとえば放送でありますとか、あるいは出版でございますか、あるいは一般文化も含むといふふうな考えております。しかしながら、この一般文化といふことになりましますと、非常に範囲が広くなりまして、選挙にあたりましてまたいろいろ困難な事情も生じてまいりますので、運用をいたしましては従来の方針に沿つて、すなわちいま申しました学術及び芸術の分野を主として選挙をしていただきたい、かように考えております。

○上村委員 では、現在文化功労者と決定されたその対象は、学術ないし芸術が主たる分野であるといわれておりますが、学術ないし芸術以外の分野において、従来この功労者として決定したといふような方があるのかどうか。あるとすればどういふ方があるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○蒲生政府委員 お尋ねの点につきまして例を申し上げますと、たとえば昭和三十一年度におきましては、演劇事業の方面で大谷竹次郎氏、それから体育の分野におきまして平沼亮三氏、それから三十一年度でございまして、放送事業の分野で小森七郎氏、それから登山家として有名な横有恒氏、それから三十六年度では柔道の三船久蔵氏等がございまして。

○上村委員 今後文化功労者の選考範囲を、学術ないし芸術の分野以外に一般文化の分野までずっと広げておきたいという意思があるかどうか。これは文部大臣にお尋ねをいたします。

○瀧尾國務大臣 従来の取り扱いにつきましては、ただいま官房長からお答え申し上げましたとおりであります。文化といふ概念は、必ずしもいふゆる芸術あるいは学術のみに限られるものではないと存じますが、しかしこれをどの辺で一応の取り扱いの標準をつくるかといふことになりまして、かなり取り扱い上困難を感じる場合も出てくるかと思ふのであります。したが、こようかと思ふのであります。したが、いまして、大体の考え方として従来のように学術あるいは芸術の分野を考えたすけれども、やはりいま申し上げましたように、ある程度その範囲を広げて、だれが見てもふさわしいというよ

うな人につきましては、これを広げていくという態度で取り扱わせていただきたい、かように考えております。

○上村委員 大臣のお答えがあつたわけでございますが、文化といふ概念がその時勢あるいはいろいろな社会の進運によりまして変化をいたしてまいります。すなわち概念が広がっていつたり狭まったりすることがあるのです。まずそういう意味からいたしまして、私は、文化といふものをいふゆる学術ないし芸術の分野だけに限らない、一般文化と称せられるところもひとつよく御検討されまして、そして世論におこたえを期待しながら選考をなさることを希望いたしておるわけでございまして。

次に文化功労者と文化勲章受章者との関連についてお答えをお願いするわけでございまして、この文化勲章受章者には、それ自体年金制度というものはございません。しかし実際上を見ますと、文化勲章受章者の方を同時に文化功労者としてきめられておる、こういうお扱いになっておりますが、一体これはどういふ観点のもとにそういうふうな御決定をされておるか、ひとつお尋ねをしておきたいと思ひます。

○蒲生政府委員 御承知のことでございますけれども、文化勲章の授与は、天皇の国事行為として文化勲章令に基づいて定められておる制度でございます。またこの文化功労者の制度は文化功労者年金法に基づいて行なわれる年金の支給を内容とするものでございまして、両者は制度上は別個のものでございまして、しかしながら、いずれもこれは文化の向上発達に貢献した者を顕彰するといふ点では関係が深いのでござい

て、いかなる時期でもさかのぼら
て、そうして処置ができることになる
でしょうが、これにも常識というものが
あるでございましょう。尾崎さんの
場合におきましては、私はいま決定し
たからといって、生前へさかのぼらし
ても、これは世の中の方々が納得する
だろうと思います。けれども、な
くなってからうんと日がたつてから、う
んとさかのぼらして、そうして年金と
いうワケへはめるのは、法案において
も無理があるのではなからうか、こう
いう点につきまして、きわめていい御
処置をなされたのであるから、それに
賛意を表して、その点をお尋ねしてお
きたいと思ひます。

○**灘尾国務大臣** この問題につきま
しては、やはりおのずから取り扱いの限
度があるうかと思うのであります。非
常に前にさかのぼつてやるとか、ある
いはずつと後になってやるとかいう
うなことは私ども考えておりません。
文化功労者として顕彰すべかりし人
が、たまたまなくなられたというとき
に、その際にやるべきものではないか、ま
たその範囲にとどめておきたいと思
うのであります。今回の取り扱いはい
ちくを取り扱いの問題でございませ
うけれども、十九日に死亡せられた
ので、そこで、十八日付をもって取
り扱いをした、こういうふうなひと
つ御了承を願ひたいのであります。

○**上村委員** 以上をもちまして文化功
労者年金法の一部改正法律案につ
いての質問を終わります。

○**久野委員長** 本会議散会後再会する
こととし、暫時休憩いたします。

午後二時一分休憩

午後三時四十三分開議

○久野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。上村千一郎君。

○上村委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、二、三要点についてお尋ねをいたしておきたい、こう思います。

国立学校設置法の一部改正法律案の今回の大体的要点は、昭和三十一年度における国立大学の学部、大学院及び大学付属の研究所の新設並びに図書館、短期大学及び国立高等専門学校の新設という点にあるかと思ひます。

それで公立大学でこれまで国立大学に移管されたものがどれだけあるのか、今回の三大学が特に取り上げられた理由は、その辺にあるのか、今後のお見通しはどうかということについてお尋ねをしたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 お答え申し上げます。

昭和二十六年から三十年度にかけて七つの国立大学を国立大学に合併してまいっております。それは静岡の農科大学と岐阜の県立大学、それから茨城の県立農科大学、広島の医科大学、それから愛媛の松山農科大学、香川の香川県立農科大学、鹿児島県立大学、以上でございます。三十九年度におきまして特に岐阜の医科大学、神戸医科大学、山口医科大学の三大学の国立移管をいたしたいということをお願いをいたしておりますが、この三医科大学につきましても、すでに相当以前から地元から移管の強い御要望がございます上に、それぞれ三県におけ

る既設の国立大学の立場から申ししても、医学部がございまして、これを受け入れるに程度の受け入れ側としての組織なり規模等も必要でございますが、それぞれ三つの大学は十分これを受け入れるだけの力があるというふうに見られておるわけでございす。合併によりましてそれぞれの既設の国立大学が今後一そう充実が期待されるということで、この三つの医科大学の合併を取り上げた次第でございます。

なお最後に、将来の問題といたしまして、現にある他の公立大学の移管という問題について、どう考えておるかという点でございますが、現在公立大学の中でそれぞれ設置者の立場から移管を希望されているものも二、三ございしますが、やはり国立大学の全体の整備ということからいたしまして、早急にこれを取り上げたいというようなことはなるべく慎重にいたしたい。したがって、現在の段階では、この三医科大学以外のものでございまして、早急に移管しようというふうな気持ちはいたしません。

○上村委員 次に、近年におきまして学術の進歩に即応する図書館の機能の重要性に鑑み、図書館の専門職員を養成する機関が必要であるということも私もそのとおりだと思つてございす。それで図書館短期大学の設立の趣旨は以上のようなものにあるかと思ひますが、図書館職員養成所を短大とすることによって、その教育内容はどのように充実していきましか。この点について御答弁願ひたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 図書館職員養成

を図書館短大に昇格させたいということとで、予算をお願いいたし、また法案をお願いしておるわけであります。御承知のように、最近の図書館活動は社会の発達、学術の進歩に関連いたしまして非常に複雑になってきております。したがって、図書館の業務も量的にも非常に拡大され、また質的にも漸次高度化されてきておるわけでございす。これについて、従来の図書館職員養成所は各種学校でありまして、もちろん専門教科の教育を行なつてはおりますけれども、従来のものでは不十分である、何とかこれを正規の短期大学に昇格させてもらいたいということが図書館界から強く要望されておつたところでございす。今回その趣旨を取り上げまして、短期大学に昇格させたという点でございますが、それに

つきましては、図書資料の関係、あるいは図書の整理関係、あるいは図書館の経営関係等につきまして、従来図書館職員養成所ではございまして、従来図書のような専門の科目を整備いたしまして、その単位も大幅に増加いたしまして、それに必要な専任教員の手当てもいたしまして、できるだけ質的にも量にも充実した教育が行なわれるようにいたしたいと思つておる次第でございます。

○上村委員 国立大学にいろいろの研究所を付置新設なさる御計画でありまが、このうちで、東京大学に宇宙航空研究所を付置新設する。この宇宙航空研究所の目的を見ますと、宇宙科学、宇宙工学及び航空に関する学理及びその応用の総合研究ということになっておりまして、宇宙科学あるいは宇宙工学というふうに述べられております

が、一体その内容はどういうものか、またその研究の現状というものは日本においてはどうかということについてお尋ねをしておきます。

○小林(行)政府委員 この法案で宇宙科学というふうにしておりますものは、御承知のように地球の大気圏外の空間、それから地球の大気圏外ばかりでなしにいづゆる、惑星間の空間というふうな宇宙空間につきまして、この宇宙空間で起こりますところのいろいろな現象につきまして、物理学的に、あるいは化学的に、あるいは生物学的に、研究を進めるといふのが宇宙科学でございます。これにつきましては、従来は御承知のように東京大学の生産技術研究所が中心になりまして、ロケットによる観測を多年やつてまいっておりますが、それ以外にもいろいろ国立大学あるいは公立、私立の大学等で、その専門分野の先生方が一緒になりまして、お互いに連絡をとりまして、超高度の大気総合研究班というものを組織いたしまして、いろいろと連絡をとりながら研究をいたしておると思います。これにつきましては、従来文部省のほうから科学研究費を支出してこれに対する応援をいたしておるわけでございす。今後この宇宙航空研究所ができましたら、わが国におけるそういった方面の研究は急速に進展するものと思つております。

○上村委員 東京外国語大学にアジア・アフリカ言語文化研究所を付置するといふお企てであるが、このアジア・アフリカ言語文化研究所の設立の趣意はどこにあるか。また主としてどんな研究と事業をなさろうとする予定であるか、お尋ねをしておきます。

○小林(行)政府委員 申すまでもなく、アジア、アフリカ地域というものが国際関係、ことに国際政治あるいは経済、文化等の面から申しまして、非常に世界の注目を集めておることは御承知のとおりでございます。このために世界の大きな国におきましてはいろいろな機関を設けて、それぞれの立場からそれぞれのアジア、アフリカ地域に関する研究を助成をいたしておるわけでございす。従来わが国においては、こういったアジア、アフリカ地域に関する文化面の研究というものが、一つの機構としては行なわれておらなかったわけでございす。この点につきまして、三十六年に日本学術会議のほうから、ぜひこういった研究センター的なものをこしらえてもらいたいという勧告が出ておまして、これにつきまして文部省でもいろいろ研究をいたしました結果、今回の法案で取り上げておりますようなアジア・アフリカ言語文化研究所というものを東京外国語大学に付置することにしたと思つておるわけでございす。この研究所におきましては、アジア、アフリカ地域の言語を、その言語の背景となる文化と一緒に、歴史とか民族学的なもの等と一緒に、総合的に研究をしよう。またその総合研究のほかに現地語の習得、現地語の教育訓練もやりたい、あるいは辞典の編纂などもやりたい。そうして将来わが国とアジア・アフリカ地域との連関をさらに一そう強めることに役立てたいというのがその設立の趣旨でございます。

○上村委員 次にちょっと角度を変えて二、三質問をいたしたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 申すまでもなく、アジア、アフリカ地域というものが国際関係、ことに国際政治あるいは経済、文化等の面から申しまして、非常に世界の注目を集めておることは御承知のとおりでございます。このために世界の大きな国におきましてはいろいろな機関を設けて、それぞれの立場からそれぞれのアジア、アフリカ地域に関する研究を助成をいたしておるわけでございす。従来わが国においては、こういったアジア、アフリカ地域に関する文化面の研究というものが、一つの機構としては行なわれておらなかったわけでございす。この点につきまして、三十六年に日本学術会議のほうから、ぜひこういった研究センター的なものをこしらえてもらいたいという勧告が出ておまして、これにつきまして文部省でもいろいろ研究をいたしました結果、今回の法案で取り上げておりますようなアジア・アフリカ言語文化研究所というものを東京外国語大学に付置することにしたと思つておるわけでございす。この研究所におきましては、アジア、アフリカ地域の言語を、その言語の背景となる文化と一緒に、歴史とか民族学的なもの等と一緒に、総合的に研究をしよう。またその総合研究のほかに現地語の習得、現地語の教育訓練もやりたい、あるいは辞典の編纂などもやりたい。そうして将来わが国とアジア・アフリカ地域との連関をさらに一そう強めることに役立てたいというのがその設立の趣旨でございます。

昭和三十一年度の国立学校の学生増員は専門分野別に見て現在どうなっておりますか。また公私立の大学においてはどんな実情にあるのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 三十一年度の国立大学の学生定員の増加予定は千四百八十人ということになっております。この数を分野別に申しますと、理工系が七百三十五人、法律、経済、商業の関係が三百四十人、それから文学並びに教育学的なもの十五人、それから農林水産関係が二十人、医学、歯学、薬学の関係が二百九十人、そのほかに先ほど申しました図書館短期大学の学生として八十人の定員増加を予定いたしております。なお公立大学は総数で二百六十人の増加予定でございます。そのうちの六十人が理工系でございます。それから私立大学は総数で三十九年度一万三千二百五十九人の増加予定に相なっておりますが、そのうち理工系といたしましては千七百九十七人、こういう数字でございます。

なお、大学を離れまして、工業高等専門学校、これは国立が千五百二十人、公立が八十人、合わせまして千六百人の増員を明年行ないたいというふうに考えておる次第でございます。

○上村委員 次に、戦後のベビーブームの波が小学校から中学校、高等学校と、ずうっと及んでまいりまして、これからこの波が大学へ押し寄せようといたしておることは事実でございます。それで大学に入学志願者が急増をいたしてくる見通しに相なっております。文部省としてこれが長期の対策としてどんな点が考えられておるかお尋ねをしておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 御指摘の高等学校の卒業生から大学へ入学を志望する者の数は、御承知のように実は年々増加をいたしております。最近では約三十万人程度の入学志願者ということに、実数といたしまして考えられておりますが、この傾向で今後進んでまいると予想いたしまして、ベビーブームの波が大学に到達いたしますのは四十一年度となりまして、現在の合格率等を考えますと、そのころにはやはり四十九万ないし五十万の程度にこの入学志願者の数が増えるものと予想されます。これにつきまして、この時期の生徒に對して、やはり従来と同じ程度の入学率というものを保障すべきものであらうという見地から、現在国公私立を通じての大学等高等教育機関の拡大計画を検討中でございます。この措置につきましては、できれば四十年以降の予算でお願いしたいというふうに考えております。ただ先ほども申しましたように、これは国立だけの問題でございます。御承知のように、高等教育機関のうち、大学に關しましては、ことに私立大学が受け入れておる比率が非常に高いわけでございますので、この点につきましても今後私立大学側と十分連絡をとりながらその拡大計画を処理してまいりたいというふうに思っております。

○上村委員 最後に一点お尋ねをしまして私の質問を終わりたいと思ひます。前回の設置法の改正で、学科、課程、講座、学科目、研究部門を文部省令で定めることになっているが、これらの省令化はその後どのように進展をされているのか、お尋ねをしておきたいと思ひます。

○小林(行)政府委員 前年の国会におきまして、国立大学設置法の七条を改定いたしました。学科、講座、学科目を文部省令で定めることにいたしましたわけでございます。その後、昨年の四月以来、各大学の実情を調査いたしましたとともに、この実情に従っていろいろとそれぞれの大学との間に具体的なヒヤリングを行ない、また相談会等もいたしまして、相当時間をかけて現在まで作業を進めてまいりました。その間、大学側にいろいろと御希望等もあつたわけでございますが、ようやく今年の一月になりました。大学側と現在の段階において一応の了解に達しましたので、文部省としての作業を一応終えまして、つい最近これについての省令を公布する段階になっておるわけでございます。

○上村委員 私は、国立教育会館法案につきましては他の機会に質問をさせていただきます。ただこれに關しまして、本日は私の質問はこれに終わりたいと思ひます。

○久野委員長 次に、文教行政の基本施策に關する件について調査を進めます。質疑の通告がありますので、これを許します。長谷川正三君。

○長谷川(正)委員 前会、三木委員から、やはり文教施策全般にわたつての御質疑がありまして、特にその際、いま非常に国民に衝動を与えましたあの高校生のきわめて残酷な殺人事件、あるいは連続強盗事件等々、青少年の問題にからみまして、かなり掘り下げた御質疑があつたわけでありまして、文

部省側から、その他関係者からもそれぞれ貴重な御答弁もあつたわけでありまして、もとよりこの青少年の問題は非常に根が深く、その背景も複雑かつ広いわけでありまして、先般もお話が出ましたように、学校教育の問題、ことにたゞいまだ大学の問題も出ましたけれども、いま全国の青少年及び父母を苦しめておる深刻な進学難の問題や、あるいは最近の社会情勢の中で、家庭があつても家庭に両親が事実上いないにひとしい両親不在の問題、あるいは経済的な大きな格差が広がつておる問題等々、非常に深い原因から出ておる問題等々、この解決にあたりましては、根本的かつ総合的な施策が必要だと思ひます。しかしながら、先般三木委員も指摘されましたように、今日日本の青少年の問題は、もはやこれ以上遷延を許さない犯罪が年を追うてふえておるような状況から見まして、あるいはその内容が年を追うて非常に悪質になってきておる状況から見まして、これは党派とか立場とかを越えて全国民が協力し、特に教育、文教関係の者が一致して当たらなければならぬというものを指摘されておつたわけでありまして、これに對する直接の責任のある文部省側の御答弁を伺つておりました。私は、何かまだこれに對する基本的な認識に欠け、的確、敏速な処理をするというふうな気魄、腹がまえの十分でないような感じがいたしましたのであります。もちろんいま申し上げたように、非常に広範な問題でありますから、必ずしも対症療法的な即効薬はございませんが、しかし同時に実行可能な問題につきましては、も

う時を移さずこれを取り上げ、直ちに対策を立てていく、こういう一面もなくてはならないと思つたわけでございます。こういうような観点から私は特にきょうはごく具体的な問題を取り上げまして、それについて文部省側の所信をただし、かつすみやかな対処を要望いたしたいと思つたわけでありまして、私がきょうここで取り上げようと思つた問題は、御承知のように近年、特にこの一、二年非常に盛んになってまいつておりますボーリング場の問題でございます。私、現在三鷹市に住んでおりますが、隣接の武蔵野市の吉祥寺の駅の南口に現在やはりボーリング場が建設の途上にございまして、このことに氣づいた付近の住民の方々からこれに對する猛烈な反対の運動が巻き起こつております。署名運動が起り、あるいは青少年問題協議会もこれを取り上げて、反対の決議をあげて業者と折衝したり、あるいは市に陳情請願をする。議会においてもこれを取り上げる。さらにこれが三鷹の婦人の団体あるいは小金井のほう、あるいは付近の学校のPTA等々、およそ子を持つ親を中心をいたしまして非常な心配を巻き起こし、これに對して反対運動が起こつておるわけでありまして、このボーリング場の問題につきましておそれく文部省にも、いろいろ東京都内をはじめ、全国からこれについての陳情、要請等も出ておるのではないかとと思ひますが、この問題に對してまず第一に、文部省はこのボーリング場に對してどのような御認識をお持ちであり、御所見をお持ちであるかということをお伺いいたしたいと思ひます。

○前田(充)政府委員 ボーリングに對

してどういうふうな考えを持っているかというお問いでございまして、私ども日本のボーリング場と申しますか、そういうものと、いわゆる本質的にボーリングという競技と申しますか競争と申しますか、そういうボーリングそのものと幾ぶん分けているわけでございします。ボーリングそのものにつきましてはアメリカでわりあい発達し、ヨーロッパ等においても相当現在行なわれているようにございまして、日本にもボーリング協会というものもございしますし、それから学生のボーリング連盟というようなものもありまして、ボーリングそのものとしては私は健全な——まあスポーツであるかどうかという点にはなりますが、一つの問題もあると思ひますが、いづれにしても健全なものであらうと思つております。ただしかし、日本は終戦後このボーリングが輸入されまして、そして終戦後ボーリング場というものが商業施設として行なわれておりまして、現状では建築基準法の上から申しますと遊技場という点になつております。そうすると一体スポーツ場かどうかという問題になりますとなかなかむずかしい問題でございしますが、一応遊技場ということになつておりまして、いわゆる遊技場としての条例による規則によつて建築を許され、それが営業をしておるというのが建物そのものの実態であらうと思ふのでございます。

運営の問題でございますが、運営につきましては私もボーリングというものがずいぶんはやっておって、場所によってはいかかと思うようなものがあるというようなことも聞くわけでございますので、これはスポーツか

どうかという意味から言えば、一つの所管としても私どもとしてどこまでかという問題もございいますが、とにかく一つのどうかと思うという現実から考えまして、幾つかのボーリング場を視

察をしてみました。それでいろいろ福を伺ってみますと、割合健全に行なわれておるところもあるようでございます。それからまたこれはどうかと思うようなものもあるようでございます。東京には十六カ所ほどございまして、

それは金額としては二百円から二百五十円くらいの料金をとっておるようでございます。営業時間につきましても大体午前十時から従来一時、二時までやっておったようでございます。ごく最近におきましては十二時で切っておるようで、自粛してきておるといふような現状のようでございます。なお利

用者も一日一カ所で大體二百から六七百名程度男女それぞれあるようでございます。その程度が利用をしておるといふように私ども各方面で伺つて、総合したところでさういふふうに見ております。これをかりにスポーツ場として考えれば、ボーリング場の中で飲食物を売ったり、場合によると酒等を

売るのはどうかということになるわけですが、いわゆる普通の競技場におきましても必ずしも飲食物は全然やっておらぬというわけじやございませんで、やっておるわけですが、ただ問題は、私は内部の雰囲気と申しますか、そういうものにどうかと思うような現実があること、それから夜中の二時、三

時まで——今日ではやつておらない
 ということでございますが、そういう
 夜中までやるというようなことではど
 うかというふうに一応私どもとしては

感じておる次第でございます。

○長谷川(正)委員 いま遊技場というおことばが出たのですが、遊技場というのは広い意味で体育施設に入るのですか入らないのですか。

○前田(充)政府委員 遊技場のものが全部体育施設であるとは、私考えておりません。

○長谷川(正)委員 それではボーリン

グ場はどうですか。

○前田(充)政府委員 いま私申し上げましたように、ボーリングそのものは大体体育と言ってさしつかえないので

はなからうかと思えます。しかしボーリング場というものがそれじゃ体育施設かということにすぐ判断していいかどうかということについては、私は幾ぶん疑問を持っておるものがございます。

○長谷川(正)委員 さっき私街頭に、ボーリング場ができるという声を聞いただけで、そしてその建物がまだ建築中であつて直接実害がその地域に出て

ないにかかわらず非常に大きな住民の、特に子を持つ親御さんの間に非常な反対運動が起こっておる。これは一体どういふわけかということについて、

一応問題があるということで御調査もなされた、実地にお調べもなされたということは、当然適切な処置をとられたと私は思いますが、その結果いまの

ように、一時悪かったけれども、最近はよくなっておるようだ、若干問題はあ
るが——この程度の御認識では、とて
もいまの青少年問題全体を扱う——氷

山の一角がこの問題ですが、これほど
うにもならないのじゃないかという感
じを私はますます深くするのでありま
す。体育局の方が視察なさったのはお

そらく警察と一緒にではないと思います

す。きょうここに警察庁の方も見えておるようでありますけれども、警察側ではもう少しぐった見方をしているように聞いておるのでありますが、そ

の点について警察庁側の見解をお尋ねいたします。

○橋崎説明員 実情につきましては、ただいま文部省側からお話があったと

おりでありますが、私どもの調査におきまして、三十九年の二月現在で、全国で五十七軒のボーリング場があり、現在開設準備中のものが二十七軒ほど

あることが確認されております。開設準備中の二十七軒の大半が大都市で、ことに東京が十六軒であります。その他大阪、兵庫、神奈川、福岡、京都、愛知というところでございます。私どもから見ますと、ボーリング場は健

全なスポーツの遊技場であるということになっておりますが、その中の具体的な犯罪の発生件数もかなりに上っております。それから私ども問題に

しておりますのは、やはりいまお話のありました深夜における営業、ことに十二時過ぎ、場合によっては三時あるいはそれ以後までやっておるといふよ

うな深夜における営業という問題、それから中に未成年の青少年の人もたくさん入っておりますが、こういう青少年が、これもまた非常に深夜に入って

おるといふ問題、それから中なかけごとをする、あるいは著しく射幸心をそそるような景品を出す、こういう点が警察的には問題であらうかと思われる。

す。もちろんボーリング場の全体がそういう問題があるというのではありませんで、むしろごく一部のボーリング場についてそういう状況が認められます。

したので、私どもとしましては風俗的

にあるいは青少年問題の見地から、昨年の秋あたりからボーリング場については強力な指導と言いますか、自粛を求めまして、たとえば景品を出さない

とかあるいは未成年を夜間には入れない、あるいは時間は十二時までで全部営業を締める、こういうことについてお願いをしたり、あるいは自粛を要望

したりしまして、現在大半のボーリング場は大体そういう線で自粛しておられるようです。ただ東京で申しますと、十六のボーリング場の約半数近く

はまた十二時までに店を締めておりません。土曜、日曜については非常におそくまでやっておる、こういう点についてはもう少し業者側の自粛を要望しまして、ボーリング場が健全なスポーツであるように業者の自粛をお願いし

たい、こういうふうに思っております。

○長谷川(正)委員　ただいま相当の犯罪も起こっております、特に深夜に青少年

がかなり多く入っておるといふお話がございましたが、その犯罪がどのくらい起こって、どういう種類の犯罪で、年齢は大体どういう年齢の者で

あるか明らかにしていただきたいと思
います。

○権崎説明員 相当の、と申しました
が、これは若干語弊があったら訂正さ

していただきますが、昨年の一月から十一月までに東京都内のボーリング場で発生した犯罪件数は百十七件であります。主たるものは窃盗でありまして

百五件。その他恐喝、傷害、暴行等であります。窃盗はもちろん遊技客が上着を脱いでおつて、そのポケット内の金品を取られた、そういう事件。また

恐喝事件につきましては、遊技場の料金を捻出するために青少年から金品を強奪したり、あるいはそれに関連した暴行、傷害、こういった事犯であります。

○長谷川(正)委員 ポーリングそのものが健全な体育であるとしても、スポーツであるとしても、体育局長も二つに分けていうことを言われて、日本におけるポーリング場が一つの営業として行なわれておいて、そこに問題があるとおっしゃいましたけれども、そして、事実警察もなされたけれども、そして、私は、いま警察庁のほうからの御答弁で聞いただけでも、それではこれはやはりこのまま放置しておいていいのかどうか、この点については当然このままではいけないという判断をお持ちだと思っております。それから、指導をなさって自衛を要請されていると言われども、これは単に自衛を要請しても、従わなければそれは何にもならないわけで、現に東京における十六のうち、いまの御答弁でもまだ半数はそれを十分実行していないように、こういうお話です。一体こういう状態に對しまして今後どういうふうになさるおつもりであるか、その点をお尋ねいたします。

○前田(充)政府委員 現状は大体お話し申し上げたつもりでおったのでございますが、実はごく最近にも、ポーリングの関係の方々の協会がございまして、それらの方からも、今後ひとつ健全なものとして発達をさせたい、ついでにはできるだけ御指導をお願いしたい、こういうような御意見が出ておるのでございます。ここではつきりと体育施設として加にきめたいたしますと、私ども体育のほうの關係で申しますと、日本の体育は日本体育協会というものがあつて、これにスポーツの關係はすべて加盟いたしております。すべてと申すところと語弊があります。これは、大部分加盟いたしております。これは、はつきりそういうことになりました。加れば、加盟することもあるいは当然なことかと思つてございまして、加盟をいたさないにいたしましたも、りつばなポーリング協会というものができれば、それらの人たちは、従来の考えから申しますと、いわゆるアマチュアスポーツとして、正しく自分たちの身を守り、そういうふうにしてやういふような考え方をいたして、こういうような人たちが競技場を使うということになれば、それでも必然にやうなる可能性は十分にあるわけでありま

考えております。

○長谷川(正)委員 ポーリング場も實際御視察なさつたんですからおわかりと思いますが、何億、何十億というやうな資本を投じなければできないやうな大規模な施設、しかもきつめてぜいたくな施設をしておけることは御承知のやうです。したがって、それでもなお三年で回収できるというやうなこともいわれているくらい、これは純然たるもうかる営利事業ですね。そういうものが、いまお話しのように、純然たるスポーツとして、健全なアマチュアスポーツとしての道を、特におとなでなく青少年のスポーツとしてこれが伸びていくのが望ましいと思つて、これを目的にして建てられていくポーリング場の経営の中で、そういうやうなアマチュアスポーツとして健全に伸びるというやうな、そういう御希望をはたして持ち得るのかどうか。持ち得るというふうにお考えになると、それはずいぶん——先生といわれるほどのばかでないというのを長い間言われてきましてけれども、文部省のお役人といふのはよほど甘いというふうに言われてもしかたがないんじゃないかと私は思ふのですが、甘いとかからいとか言われることはどちらでもいいんですけれども、これによつて生ずる青少年のはかり知れない被害というものを考えますと、私は、先ほど申し上げたやうに、どうしても解決するといふ、そういう気魄を持って対処しなければならぬと思ふのです。これは一体育局長だけではなしに、おそらく文部省の手に負えない大きな問題になつてくるんじゃないかと思ふのです。これは文教

のほうの責任を負う文部大臣が閣議において説得してでもこの問題の解決に当たるといふくらいに氣魄がなくては、私は、これは全国の都市にもう一、二年の間には蔓延していくんじゃないかと思ふのです。特にいま深夜喫茶等の風俗営業のほうには、さらに青少年の観点においての取り締まりの規則の改正等がもたらされておるやうでありますけれども、そういうことになりま

のじゃないかと思ふのです。外国等におきまして、これをスポーツとして取り扱っている事例もたくさんあるように思ひます。従来われわれが取り扱つてまいりましたいわゆる体育というもののの中にはまだ入つてきていない、かように見てよろしいのじゃないかと思ふのであります。もちろん全部がそうとは申しません。学生のポーリング協会であるとか、そういうやうなものの目的はやはりスポーツとしての扱いをいたしておることと思つております。ただ先ほどお話にもございましたが、そのものとしては別に問題はなくて、それが取り扱われるそのやり方である環境等によりまして、問題が變つてくるというふうには私は思ふのであります。昔からそういう事例はたくさんあると思つております。たとえば弓を射るといふことは別に何もない、弓道として行つてば何もない、このことになりまして、これは妙なところで妙なふうな取り扱いを受けると、単なる娯楽といふか、単なる遊技に終つてしまふ、これはいよいよ弓道として見るわけにはまいらない、こういうふうなことになるわけでありま

す。このポーリングにつきましても、やりよういかんによつては、体育施設としてこれを育て、あるいは発展できるかも知れません。しかしまたお示しになりましたやうな今日の事態、そういうふうなものをみますと、これはもう体育施設とかなんだとかという範疇ではなくて、むしろ別の角度から單なる営利事業としてこれを見なければならぬ性質のものじゃないかと思ふのであります。その營業のしかたにおいて非常に弊害があるということになります

れば、その角度からやはりこれに對する指導と申しますか取り締まりと申しますか、そういうたふな措置もとつていかなければならぬものじゃないか。したがって現在東京その他各地にありまふゆるボーリング場なるものが、どうもだんだん何ってありますと、健全なるスポーツあるいは娯樂といふよりも、むしろその全体が非常に不健全なものになってきておる、こういうふうな考えざるを得ない。もとより營業といふことにつきましてみだりに干渉するとか取り締まるということではできませんけれども、合理的な範圍内において、これに對しまして規制を加える、あるいはそういう弊害のないように取り締まりをしていくということとは、當然考えていかなければならぬことであらう、私はさうに考えます。したがって、いまごろ何を言っているかといふあるいはおしかりをこうむるかもしれないが、いま御注意にもございましたけれども、私としましてはそういう意味のいわゆるボーリング場なるものに對しては、いま申し上げましたような角度から、これに對しまして適正な處理を考へなければならぬ、そういう意味で關係方面とも十分御相談もいたしまして、検討いたしてみたいと存じます。

○長谷川(正)委員 文相から適正な措置をするように關係方面でも検討をされるというお話でございますので、大いに御期待を申し上げるわけであります。ただお話をずっと聞いていますと、また表面づらの御報告の認識しかないように思ひますので、私の調べましたところによりますと、先ほど料金は二百円ないし二百五十円という

ようなお話がございました。そうするといかにそのような印象になりますか、これは十個ですか十二個ですかをころがすのがそういうことなんです。しかも特別なくつをはくそうですね。そうするとそのくつの使用料は百円、それだけで三百円、三百五十円。まあそれはほんの五分かせいぜい十分で終わってしまうから、やはり五、六回はかかるところが青少年の一回の遊びとしては、これはなかなか大きいものです。しかも運動はすべてそうですが、やはりおもしろいものです。したがって、先ほど御報告があったように、かけてある服のポケットから金を盗んでもそれを続けようとする、時計をこっそり盗んでそれを売って、また続けたらと。先般のあの連続強盗事件の子供の告白の中にも、ボーリング場へ行くお金がはしかつたのだということをはつきり言っておるというように報道されております。そういう点から考えまして、またこれは先ほど十二時で大体終わっておるようだということが、私は本日、先般参議院のほうで婦人の議員の方がいろいろトルコぶろだとか、こういうボーリング場をずっとお歩きになったので直接伺ったのでありますけれども、十二時とか一時とか二時というのは、現在の入場のときの制限がそうです。したがってそれまでに入つた者は夜つびであしたの朝までやつておるということなんです。それが事実なんです。そういうことをもう少し実際に知つて対処しなければならぬと思うのです。しかも御承知のように、だんだん青少年が集

まつて夜ふかしして、そして酒を飲んで中ではけんかをする、外ではけんかをする、自動車を取り回す、その付近は不良化の問題と同時に、特に住宅街等にもう夜も寝られないことになる。そういう問題も起こるから各地でこの反対が起つておるわけです。しかもその付近の子供は、そこにできるとなると、非常に関心をもち、学生、生徒あるいは若いサラリーマン、デパートのB.G.嬢、こういうふうなものがある。そこへ行くことにはあるが、空気がなるわけです。こういう事態をやはり認識されまして、これは警察庁のほうからお話がありましたが、新聞等の報道によりますと、すでに警察庁が何回も警告を発しています。そしてそのときにいつも言っておることは、法の盲点があつて取り締まりができませんというのをみんな言っておりまふ。先ほど私が指摘いたしましたように、最近スケート場にもこういう傾向があらわれてきておるということを知りております。やはり規制する措置がとれないので、夜つびですべていって、そこで飲食をし、けんかをする、いわゆる悪の巣にだんだん変わつてくる、そういうものと、ボーリング場だけではありまふので、どうしてもこういう一連の施設についてぜひ文部當局が中心になりまして、これについての何らかの規制措置、これについて対処をしていただきたいと思つておるわけです。きょうこの席でどうするということをお答えになれと迫つても、これはなかなかむずかしい問題もあるうと思ひますから申し上げませんが、先ほどの文相の御答弁を信賴し、期待し、これについてひとつ心配をしておる世の親

たちが愁眉を開き得るような、そういう御報告がすみやかにいただけたらうに、善処を御要望申し上げて、本日は一応この問題については終わりたいと思ひます。

次にもう一つ、時間がたいへんたつておりました恐縮であります。文化財の問題について御質問を申し上げたいと思ひますが、関連質問があるからですから、ちよつとここで譲ります。

○落合委員 私の関連質問は、やはり青少年の問題なんでありまふが、私は自分の職務として長く少年院、それから少年刑務所の教職師をいたしておりまして、そして実際に私の感じた方のお話なんでありまふが、法務省の方はお見えになっておられますか。

○久野委員長 見えておられます。

○落合委員 全国で非行少年を収容しております少年院の数はどのくらいありますか。

○大沢政府委員 全国で六十一カ所でございます。

○落合委員 ただいま収容されておる大体の数は……。

○大沢政府委員 約九千人であります。

○落合委員 ただいま長谷川さんのお話がありましたが、そういうふうないろいろなことが重なりまして、そうして非行少年が少年院へ送られてまいり、いま御報告を伺ひましても一万人に近い非行少年がおるわけでありまふ。私よく参りまして、非行少年を監視いたします看守諸君と座談会をしたりいろいろするのであります。上官の前ではそんなことを言ひませんが、看守たちの偽わらないことを聞いてみますと、一度も悪いことをして

少年院へ入つてくる者はちやうどガンにかつたやうなものだと言ひう。ガンにかかればどうしても命をとられてしまふように、この悪からどうして抜け出ることができないことになつてしまふ、実に困つたものだといふことを看守たちが言つておりました。中には刑期が済みまして、夜おそく私のところへ訪ねてくるやうなまじめな出所者があつたのですが、そのうちにいつてみますと、また帰つてきておる。実にこれはかわいそうなものでありますけれども、そういうことが現在の偽わらない実情であるのであります。でありますからして、私はよく紙を渡しまして、何か大きな事件があるとその事件につきまして偽わらない所感を書いてみる、感じたことを偽わらずに書いてみると言つて書かせる。遠慮してはいけなから、名前は書かなくてもいいから、無記名でほんとうに自分の思つておることを書けといふと、たとえばあるところに放火事件があつて、これが社会の大きな問題になつておる、これに對する所感を書かれますと、八割から九割まではおれもやつてみた——ですからわれわれ方のない教職師が幾ら話をしてみたところで、ただそのときだけの場合であつて、この非行少年といふものが性根から直るといふことはどうもないのであります。そこで私もがしみじみ考えることは、一体どこからこういうのが出てくるか、どう考えましても、それは直接の罪は非行少年たちにありますけれども、よつて來たる深い根というものはやはり社会の責任だと考えられるのであります。そこで今日いろいろ施設、いろいろな機会に直接非行少年たち

宅の建設であるとか、あるいは鉄道や道路の新設ないし拡張等で、いま国土が非常に変貌しつつあるわけですね。こういう中で、文化財保護の問題はこれに押し流されておりますと取り返しのない事態に立ち至るのじゃないかということ、私は身近なこの函分寺の問題から痛感しておるわけでありまして、その責任の所在がどこにあるかということの追及ももちろんいたさなければなりませんけれども、それよりも、いろいろこれには欠陥があると思います。特にいまのように国土が

刻々大きな時代の進展に伴つて変貌を逃げることは当然でありますし、これをとどめることはできないわけであります。しかし、こういう際に日本の固有の文化財というものを保護し、あるいはそうかといつてすべてをそのままにしておくわけにいかないと思うのです。調査して、資料をとるものはない、あるいは発掘すべきものは発掘して、整理して、その土地を開放しなければ、これは大事故だ、あれは大事故だと言つていつまでもほうっておくわけにはいかないと思う。そういうことから、これはやはり文化財保護委員会なり文部省全体が、もうちょっとこういう時期だけにしっかり取り組んで、後顧の憂いを残さないようにひとつ対処する必要があると思うので、それに關連しているいろいろこまかい質問を申し上げたいのですが、時間がないようでありますから、ここで早急にやることをやめまして、一日を争うわけでもありませんし、次会に回さしていただくことをお認めいただいて、一応本日は質問を打ち切りたいと思います。

○久野委員長　本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

昭和三十九年二月二十七日印刷

昭和三十九年二月二十八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局